

奈良県内における令和7年国勢調査広報業務委託に係る企画提案 仕様書

1. 業務の目的

令和7年10月1日を基準日として実施される令和7年国勢調査について、県民にその内容や回答の必要性を広く周知すると共に、インターネット回答を促進するための効果的な広報を提案および実施する。

特に、協力が得られにくい特定の対象者に対し、訴求力のある広報を重点的に行う。

2. 委託期間

契約締結の日から令和7年11月30日まで

3. 訴求対象

広報の対象は広く全県民とするが、特に以下の層への重点的なアプローチを行う。

(1) インターネット回答を促す層

- ・一般的に面会が困難であるオートロック式マンションに居住している人
- ・単身世帯など、昼間不在がちな人
- ・スマートフォン等の操作に慣れている若年層

(2) 調査実施の重要性等の理解を促す層

- ・調査に関心がない層やプライバシー意識が高い層
- ・回答の必要性は理解しているが、回答手続きを面倒に感じる人
- ・日本語の理解が困難な外国人

4. 業務内容

(1) 国勢調査の日程に応じた広報

下記の日程を踏まえて、以下の「(2) 広報企画・提案」に示す広報媒体を組み合わせ、時期に応じた効果的な広報企画を行うこと。

項目	期間
①調査基準日	令和7年10月1日
②インターネット回答用IDおよび調査票(紙)の配布期間	令和7年9月20日～9月30日
③インターネット回答期間	令和7年9月20日～10月8日
④調査票(紙)回答期間	令和7年10月1日～10月8日
⑤調査票回答督促期間	令和7年10月17日～10月27日

(2) 広報企画・提案

以下の広報媒体の提案は必須とする。なお、受託者が広報物のデザインを行う際は、統一感のあるデザインとなるようにすること。

①インターネット広告を活用した広報

(ア) WEB広告

上記「3. 訴求対象」に高い広報効果が見込まれるWEB広告を提案すること。なお、広告に使用する素材は、統計局が作成し奈良県を経由して提供するもの（バナー、動画等（全国的に知名度の高いタレント等を起用予定））または下記①（イ）で作成した動画・WEB広告用バナーを使用することも可。

提案に際しては、使用する媒体ごとの広報のねらい、ターゲットとする層を明示すること。また、次に示す日程に応じて発信内容を変更すること。ただし、提案により下記期間を超えて掲載することは妨げない。

(a)インターネット回答期間（9月20日～10月8日）

(b)インターネット回答期間（未回答者向け）（10月9日～10月27日）

(イ) 動画およびWEB広告用バナー作成

奈良県広報担当 VTuber「奈々鹿」を起用し、国勢調査を周知する動画およびWEB広告用バナーを作成すること。特に、インターネット回答を呼びかける内容であること。

(a) 動画の内容

- ・動画の長さは15秒とすること。動画は、上記（ア）の（a）、（b）の日程に応じたものを作成すること。
- ・動画には次の内容を盛り込むこと。
 - 日本に住んでいるすべての人・世帯が調査の対象であること。
 - パソコン、スマートフォン、タブレットから24時間いつでも回答ができて便利であること。
- ・動画は3Dで制作すること。なお、3Dモデリングデータは奈良県から提供するもの（VRM形式）を使用すること。その他、動画撮影に必要な機材は、受託者が用意すること。
- ・VTuberのキャラクターボイスは、令和5年度以降、継続採用している声優をキャストするものとする。見積りに以下の項目、費用を計上すること。
 - ・ボイス収録費（令和6年度採用声優）単価50,000円※上記は声優の収録に係る費用であり、その他編集等の費用は必要と思われる金額を計上すること。
- ・キャラクターの台詞には必ず音声および字幕をつけること（字幕・吹き出し

のみは不可)

- ・サムネイル用画像もあわせて作成すること。
- ・動画の台本は、収録前に奈良県の確認を受けること。
- ・動画の完成までに、県による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・動画の制作に当たっては、これまで公開した動画を参考にして、VTuber「奈々鹿」の世界観を継続すること。

(b) 動画の規格

- ・データ形式 MP4
- ・アスペクト比 16:9
- ・解像度 FHD (1920×1080)

※調査啓発イベントでの放映、県公式 Youtube、県公式 Facebook への掲載を想定している。

(c) WEB 広告用バナーの作成

WEB 広告に使用するバナーを作成すること。なお、WEB 広告用バナーのデザインは受託者が行うものとし、奈良県から提供する広報素材を基に製作すること。デザインについては、1 回以上は校正を行い、県の指示に従い修正すること。

(d) 納品媒体

DVD-R

(e) 納期

令和7年8月29日(金)まで

②新聞広告等の広報媒体を活用した広報

提案に際しては、広報のねらい、ターゲットとする層などを明示すること。

(ア) 新聞広告

調査票の配布期間(9月20日～9月30日)に合わせて、県内全域をカバーする地方紙または全国紙の奈良版に、全5段(モノクロ)の新聞広告を1回掲載すること。ただし、提案により上記期間・回数を超えて掲載することは妨げない。

なお、掲載する版下データは奈良県から提供する広報素材を使用すること。

(イ) バス広告(車外広告)

調査開始月から調査票回答期限までの期間(9月1日～10月8日)に合わせて、奈良交通バスの外側板、外側板大板および外側板後板に、広告を1ヶ月間掲載すること。ただし、提案により上記期間を超えて掲載することは妨げない。

なお、車外広告のデザインは受託者が行うものとし、奈良県から提供する広報素材を基に製作して掲示を行うこと。デザインについては、1回以上は校正を行い、県の指示に従い修正すること。

(ウ) ポスター広告

調査開始月から調査票回答期限までの期間(9月1日～10月8日)に合わせて、利用者が多く高い広報効果が見込まれる県内の鉄道駅の構内(10駅以上)に、ポスターを1ヶ月間掲載すること。ただし、提案により上記期間を超えて掲載することは妨げない。

なお、奈良県からは掲示用ポスターとしてA2縦を1,000枚まで、B1縦を45枚まで提供可能。不足する場合または掲出サイズが条件に満たない場合は、奈良県から提供する広報素材データを基に印刷を行うこと。

③調査啓発イベントによる広報

奈良県が用意する下記のイベントスペースにおいて、ノベルティ等を配布し、インターネット回答を啓発するイベントを実施すること。

- (a) 実施場所：イオンモール大和郡山 2Fイオン前(19.84㎡)
- (b) 実施期間：令和7年9月6日(土)、9月7日(日)の2日間
- (c) 実施時間：各日10:00～16:00を想定しているが、イオンモールとの協議によって変更となることがある。
- (d) 内 容：タブレット端末(2台)を用いたインターネット回答体験
ノベルティ、チラシの配布
調査周知動画(DVD)の放映
着ぐるみキャラクター(1体)によるグリーティング
- (e) 人 員：会場設営、会場管理、着ぐるみアクターおよび来客対応を行う人員を配置すること。
- (f) 物 品：イベントで使用するノベルティ、チラシ、DVDは奈良県から提供する。その他イベントに必要なタブレット端末、机、椅子、モニター等は受託者が用意する。
特にタブレット端末については、受託後に奈良県が別途示す仕様に合ったものを用意すること。

④その他効果的な広報

上記①～③の広報手法以外で、インターネット回答促進のために効果的と考えられる広報手法を1つ以上提案し、実施すること。

⑤追加で行う広報

国勢調査の期間中、県内のインターネット回答率が奈良県の想定する割合に満たない場合において、追加で行う広報について提案し、実施すること。

⑥のぼり作成

広報用のぼり旗および卓上のぼりを作成すること。のぼりのデザインは受託者が行うものとし、奈良県から提供する広報素材を基に下記の通り製作すること。

【のぼり旗の仕様】

- (a) 旗面：500mm×1,600mm
- (b) 竿通し：上3ヶ所、横5ヶ所縫い付け
- (c) 生地：テトロンボンジ
- (d) 加工：フルカラー仕上げ（※裏面からも視認できること）
- (e) その他：周囲ヒートカット
- (f) 校正：2回（文字校正、色校正含む）
- (g) 数量：150枚
- (h) 納期：令和7年7月31日（木）まで
- (i) 納品場所：奈良県庁および県内各市町村役場（受託後に奈良県から指示する）

【卓上のぼり】

- (a) 旗面：100mm×300mm
- (b) 竿通し：上2ヶ所、横4ヶ所
- (c) 生地：テトロンボンジ
- (d) 加工：フルカラー仕上げ（※裏面からも視認できること）
- (e) 台：直径76mm以上、ウエイト55g以上
- (f) 横棒：直径3mm、長さ150mm
- (g) 縦棒：直径5.8mm、長さ440mm（上にP玉付き）
- (h) 校正：2回（文字校正、色校正含む）
- (i) 数量：270セット
- (j) 納期：令和7年7月31日（木）まで
旗に縦棒及び横棒を通した状態で、部材（旗及び台）を1セットずつ袋に入れて納品すること。
- (k) 納品場所：奈良県庁および県内各市町村役場（受託後に奈良県から指示する）

5. 留意事項

- ・企画・製作・運営の具体化については、奈良県と協議の上、決定すること。
- ・本業務を受注した後に、提案した広報が実施できないやむを得ない事情（広告枠が一杯

で枠が取れない等)が生じた場合は、代替案等を提示の上、奈良県と協議すること。

- ・奈良県から提供可能な広報素材は下記の通り。なお、広報素材の内容に変更を加える場合(縦横比を変更しない拡大・縮小を除く)は、奈良県と協議すること。

【広報素材の例】

(統計局が作成し奈良県を經由して提供するもの)

- ・ポスター、リーフレット (PDF、JPEG、EPS (外国語含む))
- ・調査名ロゴデザイン (JPEG、EPS)
- ・国勢調査ロゴ (JPEG、EPS)
- ・インターネット広告用バナー (JPEG)
- ・広告用版下素材 (PDF、JPEG、EPS)
- ・調査実施周知動画 (字幕 (外国語含む) あり、字幕なし)
- ・ラジオ広告素材 (20 秒の音声素材)
- ・統計局イメージキャラクター センサスくん、みらいちゃん (JPEG、AI)

(奈良県が提供するもの)

- ・奈良県マスコットキャラクター せんとくん (JPEG、AI)
- ・奈良県広報担当 VTuber 「奈々鹿」(VRM、PNG) 等

6. 業務体制

- (1) 本業務に当たり、県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるように体制を整えること。
- (2) 本業務に係る総括責任者及び各業務における責任者を定めること。
- (3) 責任者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて県に提出すること。

7. 著作権の帰属

本業務により制作される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)の全部を発注者である県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 県は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- (4) 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許

- 諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (5) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。

8. 業務完了報告書および成果物の提出

本業務が終了したときは、業務実施報告書を作成し奈良県に提出すること。その際には、現物、現場の写真データ等、成果が確認できるものも併せて提出すること。

9. 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) ただし、本業務を効率的に遂行するにあたり、必要と思われる本業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ県に申請の上、承認を得なければならない。
- (3) 県が指定または認める軽微な部分を委任するときは、承諾を要しないものとする。
- (4) 受託者は、再委託する場合は、再委託先にも本契約を遵守させるものとする。再委託先の行為は受託者の行為とみなし、受託者は、再委託先の行為について、県に対し全ての責任を負う。なお、本項に基づく受託者の責任は本契約終了後も有効に存続する。

10. その他

- ・本業務の実施に当たっては、県と十分に協議の上進めること。
- ・受託業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。
- ・本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議のうえ決定すること。
- ・本業務の履行にあたり、別紙1「個人情報取扱特記事項」、別紙2「公契約条例に関する遵守事項」および別紙3「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注 1 「甲」は「奈良県」を、「乙」は「受託者」をいう。

(別紙2)

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

別紙 3

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること。

記

(個人情報の保護措置)

第 1 条 個人情報等を取り扱う場合、適切な管理体制を整え、以下のいずれかの方法によりその内容を明示すること。

- ・ ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証の取得
- ・ 具体的な保護措置を定めた「情報管理マニュアル」や「セキュリティ対策」等の整備

2 受託者は、委託者からの求めに応じて、個人情報の管理方法について説明できるようにしておくこと。

(情報の管理と取扱範囲)

第 2 条 取り扱う情報の種類、保管場所、管理方法を明確にし、漏えいや不適切な取扱いを防ぐこと。また、情報の取扱いは業務上必要な者に限定すること。

(再委託先の情報セキュリティ)

第 3 条 再委託する場合、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること。

2 再委託先が個人情報を取り扱う場合は、適切な保護措置を講じる体制が整備されていることを確認し、その内容を明示すること。

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第 4 条 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに委託者側担当者に連絡するとともに、委託者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第 5 条 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・ 送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・ 外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第 6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第 7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第 8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第 9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第 12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること